

第4章 食の安全・安心確保のための取組

1 生産から消費に至る食の安全・安心の確保

(1) 生産段階における安全・安心の確保

① 安全・安心な農産物（林産物を含む）の生産及び供給

【農薬の適正使用指導】

現状と課題

- 安全・安心な農産物を消費者に提供するには、農薬使用基準を遵守した適正な使用を推進するとともに、その使用状況などの生産履歴の記帳も併せて推進することが求められています。
- 平成18年5月から、食品衛生法の残留農薬に関する基準がポジティブリスト制度へ移行し、全ての農薬に残留基準が設定されました。農薬の使用に当たっては、これまで以上に適正な使用が求められています。
- 生産量の少ない、いわゆるマイナー作物では、病害虫防除に使用できる登録農薬が少ないことから、安定供給に支障を来すことが懸念されます。

取組の方向

- ① 県の病害虫等防除指針や各作物の栽培指針に基づく病害虫防除指導を実施します。
- ② 農薬安全使用講習会などを実施するとともに、農薬の取り扱いに当たって指導的役割を担う農薬管理指導士の育成を行います。
- ③ 各生産者に対し、生産組織などを通じて農薬飛散防止対策の周知の徹底を図るなど農薬の適正使用を推進します。
- ④ 行政・農業団体などが一体となって、生産履歴の記帳を推進します。
- ⑤ 県内のマイナー作物に対する農薬の登録要望を集約して農薬メーカーに登録申請を要請するとともに、登録に必要なデータを作成し、農薬登録を促進していきます。

数値目標

項目	現状値(平成28年度)	目標値(平成33年度)
農薬取締法違反による出荷の自粛	0件	0件
防除履歴の記帳率 (農協生産部会に属する野菜農家)	96%	100%
マイナー作物の農薬登録データの作成	5件/年	3件/年を目標に 継続実施

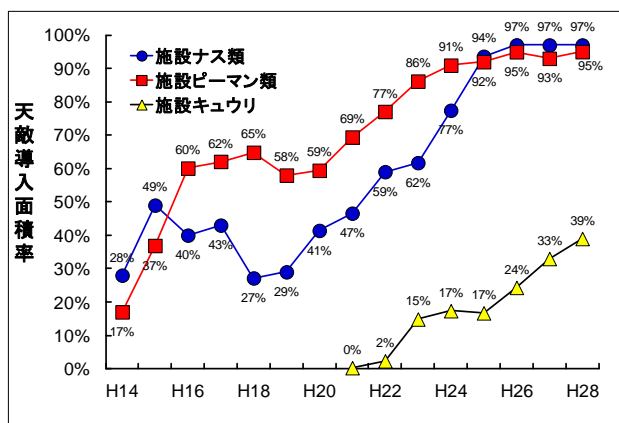
【担当課】 環境農業推進課、木材産業振興課

【環境保全型農業の推進】

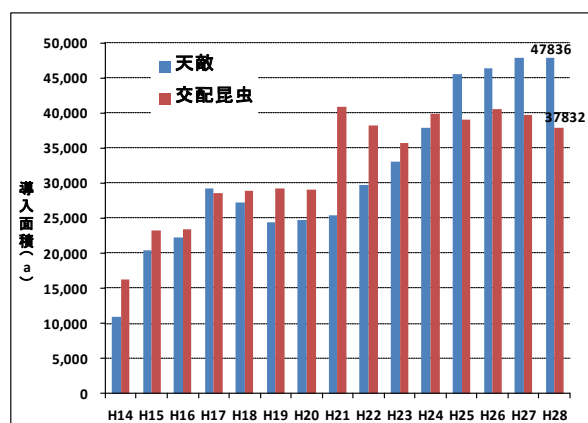
現状と課題

- 持続可能な社会システムへの転換が求められるなか、農業生産の場においても、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし、周辺環境への影響に配慮した環境保全型農業への取組が進められています。
- 施設野菜を中心に天敵や生物農薬の利用などによる総合的な病害虫防除技術の導入により化学合成農薬の使用量は減少しています。
- 有機性資源の活用と土づくりのため、家畜ふんたい肥の生産・利用促進に取り組んでいます

【主要果菜類における天敵導入面積率の推移】



【交配昆虫類・天敵昆虫類導入の推移】



取組の方向

- ① 土づくりと化学肥料・農薬の低減は環境保全型農業推進のための基礎技術として位置づけ、農業生産工程管理（GAP）への取組と併せて普及推進を図ります。
- ② 交配昆虫（ミツバチなど）や天敵などに加え、湿度制御装置などを組み合わせた総合的な病害虫・雑草管理（IPM）の導入を図ります。
- ③ 家畜ふんたい肥の品質向上と耕種農家・畜産農家の連携強化により利用促進を図ります。



カロコウタンカスカメ(天敵)



ミツバチ(交配昆虫)



湿度制御装置

数値目標

項目	現状値(平成 28 年度)	目標値(平成 33 年度)
「こうち環境・安全・安心チェックシート(その1)」(県版 GAP 点検シート)の実施率(農協生産部会に属する野菜農家)	80%	100%
「こうち環境・安全・安心チェックシート(その2)」(同上)に取り組む農協数	11JA	15JA
⑧ 虫害 IPM 技術の普及率	キュウリ:44% カンキツ:12%	キュウリ:80% カンキツ:40%
⑧ 病害 IPM 技術の普及率	ナス:0%	ナス:80%

【担当課】環境農業推進課

② 安全・安心な畜産物の生産及び供給

現状と課題

- 畜産物中の動物用医薬品、飼料添加物の残留が人の健康を損なう恐れがあることから、ポジティブリスト制度の導入により対象物質の残留を防止することが重要です。
- 生産者の顔がみえる畜産物の提供が求められるなか、牛トレーサビリティ法に基づく牛の耳標装着の徹底による生産履歴情報の確保が不可欠です。
- 安全な畜産物の生産は、疾病にかかっていない家畜を飼うことから始まります。そのためには、疾病の予防対策が必要です。
- 平成 27 年度以降、国内の家きん飼養農場において高病原性鳥インフルエンザの感染は確認されていませんが、海外では野鳥から高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認されていることから、渡り鳥の飛来により農場に本病ウイルスが持ち込まれる可能性は否定できません。従って、今後も農場における感染状況の監視や万一の発生に備えた対策を実施する必要があります。

取組の方向

- ① 産業動物診療獣医師に対して、医薬品医療機器等法に基づく動物用医薬品の適正な使用を指導します。
- ② 生産者に対して、飼料添加物の用法と休薬期間を遵守するよう指導を徹底します。
- ③ 牛の飼養農家に対して、耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。
- ④ 家畜用ワクチンによる自衛防疫を推進し、健康な家畜から安全な畜産物の生産を目指します。
- ⑤ 家畜伝染病については、生産段階への監視体制を維持し、防疫マニュアルに基づきまん延を防ぐとともに、万一発生した場合は迅速に制圧します。

牛耳標



牛耳標の装着



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
産業動物診療獣医師に対する指導率	100% (11 名)	100%
畜産農家に対する飼料添加物等の適正使用の指導率	100% (341 戸)	100%
牛の飼養農家に対する耳標装着等の指導率	100% (258 戸)	100%
自衛防疫実績 (ワクチン接種)	牛： 5,026 頭 豚： 112,035 頭 鶏： 1,247,370 羽	以下を目標に継続実施 牛： 3,000 頭 豚： 10,000 頭 鶏： 1,200,000 羽
高病原性鳥インフルエンザ監視 (立入検査)	養鶏農家全戸	養鶏農家全戸
高病原性鳥インフルエンザ監視 (モニタリング)	930 羽	720 羽以上を目標に継続実施

【担当課】 畜産振興課

③ 安全・安心な水産物の生産及び供給

【水産物産地市場の衛生確保】

現状と課題

- 衛生的で安全な水産物の供給を目指し、県内の水産物産地市場における衛生管理の向上を図っています。
- 衛生管理に優れた産地市場を認定する「優良衛生品質管理市場・漁港認定制度」の認定取得を目指し、各地域において講習会を開催するなどして、水産物産地市場関係者の衛生管理意識の向上に取り組んできました。
- 取組の結果、すくも湾中央市場、高知県漁協清水魚市場、高知県漁協室戸岬魚市場の3市場が認定されました。(平成28年●月現在、全国で13市場認定)

取組の方向

- ① 今後、水産物市場の施設更新の際は、優良衛生品質管理市場の認定を視野に入れた施設(ハード面)の整備を目指します。
- ② 認定市場の衛生管理スキル(ソフト面の取組)について、他の市場にも普及を図り、県内水産物市場全体の衛生管理意識の底上げを目指します。



※ 床の防菌コーティングや天井を防鳥対策のためにフラットにしています。

【担当課】 合併・流通支援課

【動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用】

現状と課題

- 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、養殖水産物の食品としての安全・安心の確保に努めてきました。平成24年度から27年度の間、動物用医薬品（水産用医薬品）の不適正な使用などは確認されていません。
- 消費者の食の安全・安心を確保するため、引き続き巡回指導、講習会及び文書指導などを実施することにより、養殖業者に対し動物用医薬品（水産用医薬品）を使用する際には、用法、用量、使用上の注意、休薬期間を遵守し適正に使用するよう指導の徹底を図る必要があります。



養殖場(宿毛)



マダイの養殖

取組の方向

- ① 巡回指導、講習会及び文書指導などを通じて、養殖業者に対する動物用医薬品（水産用医薬品）の適正使用（用法、用量、使用上の注意、休薬期間の遵守）に関する指導の徹底を図ることにより、消費者の食の安全・安心の確保に努めます。



漁業指導所などでの指導

④ 生産出荷段階における農畜水産物の検査

【農産物の残留農薬検査】

現状と課題

- 農薬の適正使用を監視するとともに、県産農産物の信頼性を高めるため、県と農業団体ではそれぞれ生産出荷段階における農産物の残留農薬検査を実施しています。
- 平成 18 年 5 月から残留農薬のポジティブリスト制度が導入され、これまで残留基準が設定されていなかった農薬などについても、一定量以上含まれる農産物の流通が禁止されるなど規制が強化されており、消費者の食への安全・安心のニーズに応えるには、適正な農薬の使用はもちろん、他の作物へのドリフトなどにも注意する必要があります。
- 農業団体では、農薬などの生産履歴の記帳と併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。
- 平成 27 年度の農薬残留事故は 2 件（平成 28 年度は 0 件）で、応急対応により当該農産物の出荷販売を最小限にとどめることができましたが、近年の農薬残留事故は、生産者の自己責任によるものだけではなく、過去に使用した農薬が土壌などに長期間滞留し、作物に吸収されて検出されるという事例も見られており、農薬の環境中の動態について、より詳細な調査が必要となっています。

取組の方向

- ① 農業団体では、農薬など生産履歴の記帳に併せ、自主検査による出荷前の自主的な農産物の残留農薬検査を実施し、安全性を確認します。

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
生産・出荷段階での残留農薬検査数	県 50 検体 (※) 農協 2,000 検体	農協 2,000 検体

※ 県が実施する生産・出荷段階の残留農薬検査は、平成 28 年度で終了しました。

【担当課】環境農業推進課

【BSE検査】

現状と課題

- BSE 対策（肉骨粉飼料の給与禁止など）の有効性の確認や BSE の発生状況の把握のために、生産現場での死亡牛 BSE 検査が必要です。

取組の方向

- ① 48 か月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE 検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。



BSE 検査

数値目標

項 目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
死亡牛に対する BSE 検査	48 か月齢以上の死亡牛全頭 (156 頭)	48 か月齢以上の死亡牛全頭

【担当課】 畜産振興課

【貝毒対策】

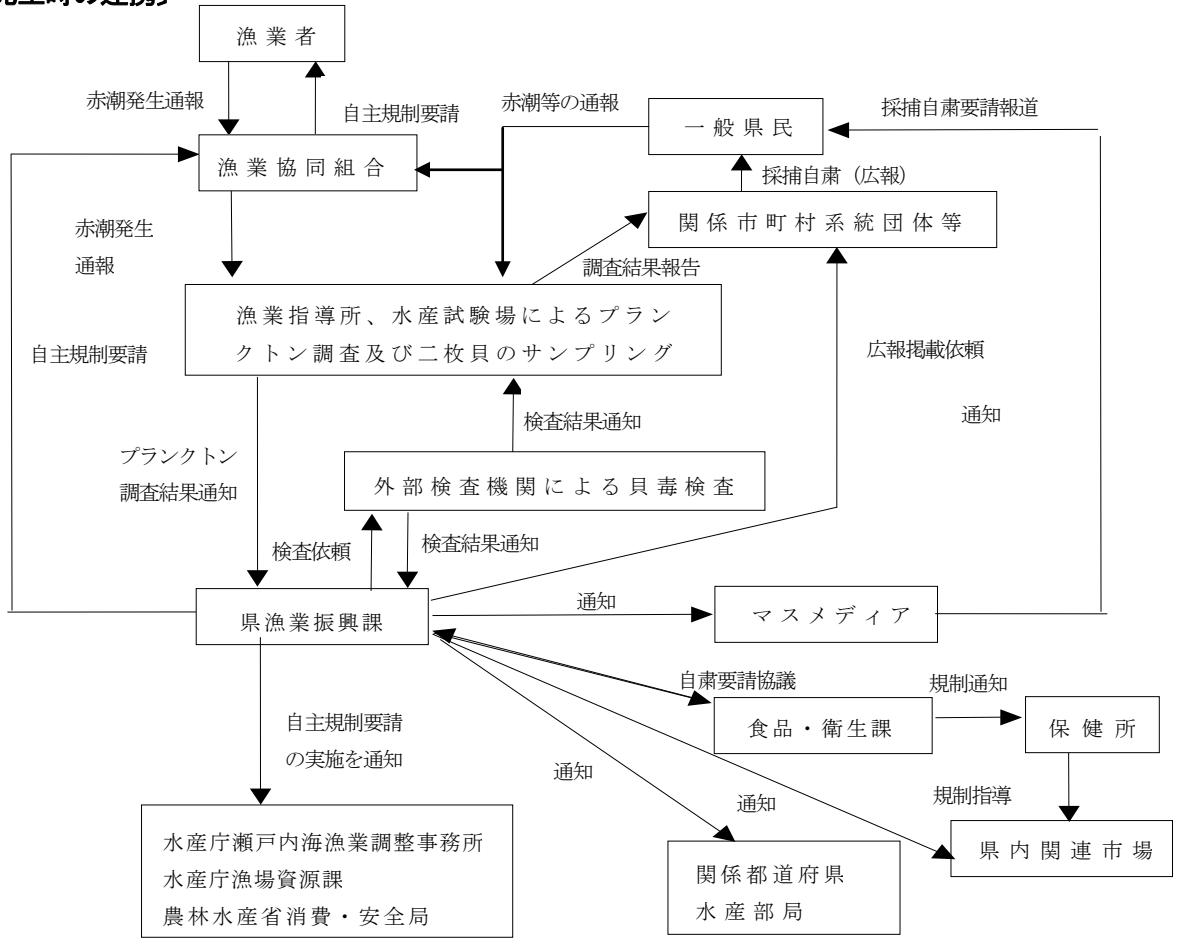
現状と課題

- 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾における貝毒プランクトンの発生状況を監視するとともに、貝毒検査を実施することにより貝類（主にアサリ）の食品としての安全性の確保に努めています。
- アサリの採捕は漁業者のみならず、一般県民も行っていることから、貝毒発生時には、関係漁業協同組合のみならず一般県民に対し採捕自粛などの情報提供を迅速に行う必要があります。

取組の方向

- ① 野見湾、浦ノ内湾、浦戸湾及び宿毛湾において貝毒プランクトンのモニタリング調査を実施するとともに貝毒検査を実施することによりアサリなどの二枚貝の食品としての安全性の確保に努めていきます。
- ② 貝毒発生時には、関係機関と連携し、関係漁業協同組合及び一般県民に採捕自粛などの情報提供を迅速に行うことで消費者の食の安全・安心の確保に努めます。

〔貝毒発生時の連携〕



数値目標

項目	現状値(平成 27 年度)	目標値(平成 33 年度)
貝毒発生モニタリング検査	貝毒検査：延べ 35 回 プランクトン検査：延べ 104 回	継続実施

【担当課】 漁業振興課、食品・衛生課